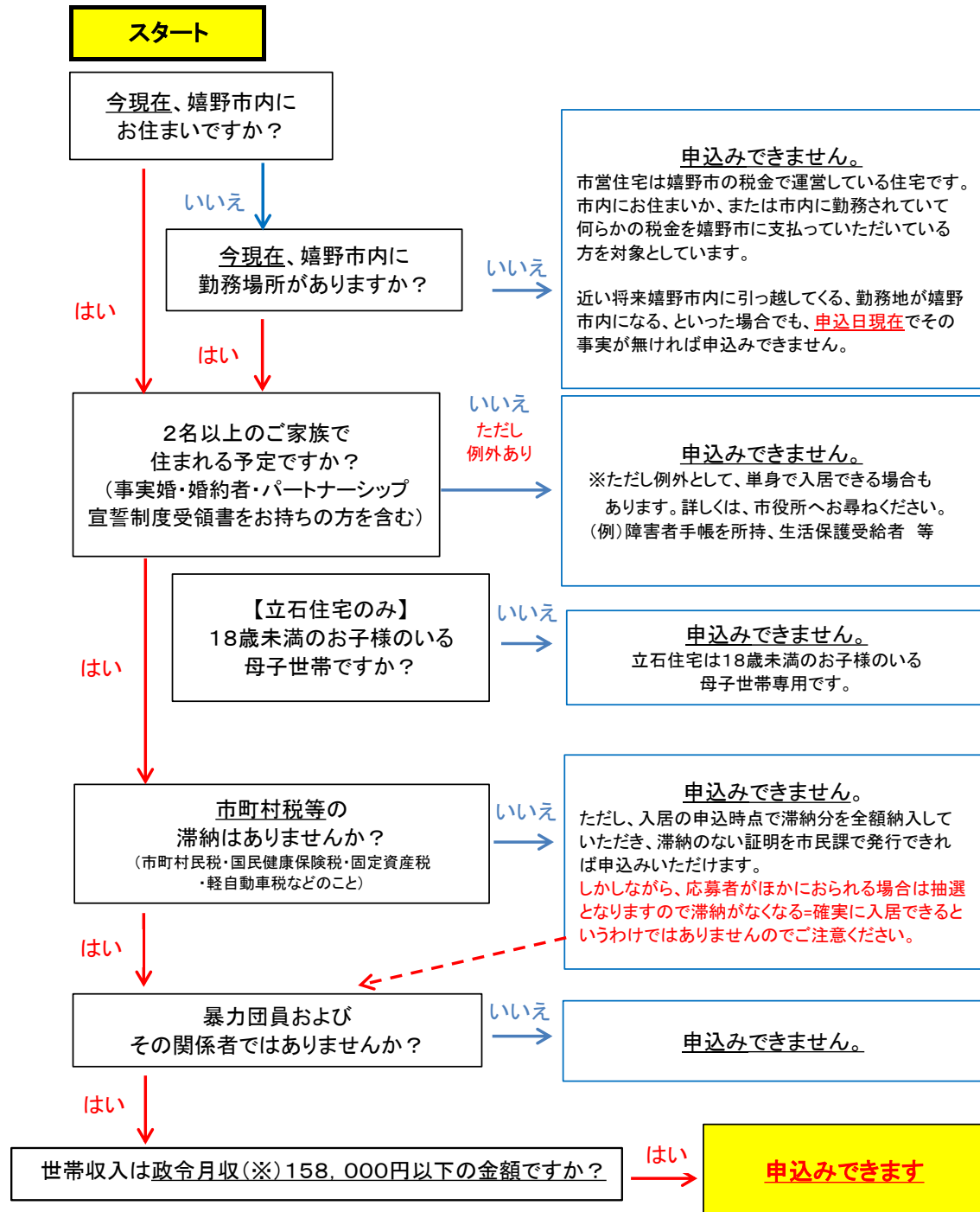


市営住宅への申込資格について



(※)政令月収とは・・・世帯全員分の年間所得合計から、家族構成等により控除を行い、12で割った金額。

①世帯の政令月収が158,000円以下であること

(収入基準引上対象)に該当すれば214,000円以下であること

②特定公共賃貸住宅(下宿ふれあい住宅C棟)は、158,000円以上487,000円以下であること。

各ご家庭によって、控除できる金額など条件が様々ですので、詳しく計算するために、**世帯全員分**の
昨年の1月～12月までの所得が証明できる書類(所得証明書)を持って地域共生社会推進課までお越しください。

★現在嬉野市にお住まいの場合、所得証明書は市民課で300円で取得できます。

★遠方や多忙などで窓口にお越しになれない場合、世帯全員分の所得額や障害の有無、生年月日、1人親か否かなどを電話で聞き取って仮の試算を出すことはできます。あくまでも試算ですので正式な申し込みは書類を提出いただく必要があります。

収入基準引上対象(裁量階層)とは？

- ① 申込者が満60歳以上であり、かつ同居者のいずれかが満60歳以上又は満18歳未満の者である世帯
- ② 身体障がい者(身体障害者手帳1～4級)の方がいる世帯
- ③ 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～2級程度)の方がいる世帯
- ④ 知的障がい者(療育手帳重度又は中程度 つまり程度欄がA又はB1)の方がいる世帯
- ⑤ 戦傷病者手帳の所持者で障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症(同法別表第1号表ノ3の第1款症)までに該当する方がいる世帯
- ⑥ 原子爆弾被害者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- ⑦ 海外からの引揚者(中国残留邦人を含む)で引揚げ日から換算して5年を経過していない方がいる世帯
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- ⑨ 法で定める大規模災害の被災者で災害発生の日から3年を経過していない世帯
(3年経過後は158,000円)
- ⑩ 入居日現在で小学校就学前の子供がいる世帯(子育て世帯)